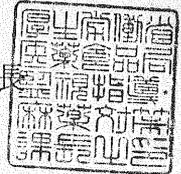


薬食監麻発 0419 第 1 号

平成 22 年 4 月 19 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

平成 22 年厚生労働省告示第 198 号により、薬事法第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和 38 年厚生省告示第 279 号）が別添のとおり一部改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺憾なきを期されたい。

なお、国立感染症研究所長、国立医薬品食品衛生研究所長、各地方厚生局健康福祉部長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本製薬団体連合会会長、社団法人細菌製剤協会理事長及び社団法人日本血液製剤協会理事長宛に当該通知の写しを送付したことを申し添える。

記

1. 改正要旨

乾燥 B C G 膀胱内用（コンノート株）、乾燥 B C G 膀胱内用（日本株）及び乾燥 B C G ワクチンについて、手数料、検定基準及び試験品の数量が改正されたこと。

2. 適用時期

公布日（平成 22 年 4 月 19 日）

適用日（平成 22 年 4 月 20 日）



○厚生労働省告示第九十八号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十三条第一項、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月二十日から適用する。ただし、同月十九日までに検定の申請のあるものに係る手数料、検定基準及び試験品の数量については、なお従前の例による。

平成二十二年四月十九日

厚生労働大臣 長妻 昭

1の生物学的製剤の表乾燥BCG膀胱内用（コンノート株）の項中「319,600円」を「112,100円」に、「32本」を「25本」に改め、同表乾燥BCG膀胱内用（日本株）の項及び乾燥BCGワクチンの項を次のように改める。

乾燥BCG膀胱内用 （日本株）	112,100円	小分製品につき内容量が液状製剤として0.5mL 又は1mLに相当する量であるとき。 23本
乾燥BCGワクチン	112,100円	1 小分製品につき内容量が液状製剤として0.1

5mLに相当する量であるとき。

40本

2 小分製品につき内容量が液状製剤として0.5 mL又は1 mLに相当する量であるとき。

23本

2の生物学的製剤の項乾燥BCG膀胱内用(コンノート株)の目中「3.4.8並びに」及び「3.3.6及び」を削り、同項乾燥BCG膀胱内用(日本株)(中間段階)の目を削り、同項乾燥BCG膀胱内用(日本株)(最終段階)の目中「(卿添添露)」を削り、同項乾燥BCGワクチン(中間段階)の目を削り、同項乾燥BCGワクチン(最終段階)の目中「(卿添添露)」を削る。

薬事法第四十三條第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（案）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

○薬事法第四十三條第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）

改正案				現行			
1 検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量				1 検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量			
生物学的製剤				生物学的製剤			
検定を受けるべき医薬品	手数料	試験品の数量		検定を受けるべき医薬品	手数料	試験品の数量	
(略)				(略)			
乾燥 B C G 勝脱内用 (コンノート株)	112,100円	小分製品につき内容量が液状製剤として3 mLに相当する量であるとき。 25本		乾燥 B C G 勝脱内用 (コンノート株)	319,600円	小分製品につき内容量が液状製剤として3 mLに相当する量であるとき。 32本	
乾燥 B C G 勝脱内用 (日本株)	112,100円	小分製品につき内容量が液状製剤として0.5 mL又は1 mLに相当する量であるとき。 23本		乾燥 B C G 勝脱内用 (日本株)	207,200円	最終ノシルケにつき 1 mL中80 mgの濃度において5 mLのもの 2本	
					207,200円	小分製品につき 内容量が液状製剤として0.5 mL 又は1 mLに相当する量であるとき。 23本	
					112,100円	最終ノシルケにつき 内容量が液状製剤として0.5 mL 又は1 mLに相当する量であるとき。 23本	
乾燥 B C G ワケチン	112,100円	1 小分製品につき内容量が液状製剤として0.15 mLに相当する量であるとき。 40本 2 小分製品につき内容量が液状		乾燥 B C G ワケチン	207,200円	最終ノシルケにつき 1 mL中80.0 mgの濃度において5 mLのもの 2本	
					中間段階		
					中間段階		

		製剤として0.5mL又は1 mLに相当する量であるとき。 23本
(略)		

2 検定基準

生物学的製剤

(略)

乾燥 B C G 膀胱内用 (コンノート株)

生物学的製剤基準の乾燥 B C G 膀胱内用 (コンノート株) の条の3.4.1及び乾燥 B C G 膀胱内用 (日本株) の条の3.3.7に規定する試験法によるものとする。
(削除)

乾燥 B C G 膀胱内用 (日本株)

生物学的製剤基準の乾燥 B C G 膀胱内用 (日本株) の条の3.3.1及び3.3.7に規定する試験法によるものとする。
(削除)

乾燥 B C G ワクチン

生物学的製剤基準の乾燥 B C G ワクチンの条の3.3.1及び3.3.6に規定する試験法によるものとする。
(略)

	最終段階	112,100円	小分製品につき 1 内容量が液状製剤として0.15 mLに相当する量であるとき。 40本 2 内容量が液状製剤として0.5mL又は1 mLに相当する量であるとき。 23本
(略)			

2 検定基準

生物学的製剤

(略)

乾燥 B C G 膀胱内用 (コンノート株)

生物学的製剤基準の乾燥 B C G 膀胱内用 (コンノート株) の条の3.4.1及び3.4.8並びに乾燥 B C G 膀胱内用 (日本株) の条の3.3.6及び3.3.7に規定する試験法によるものとする。
(削除)

乾燥 B C G 膀胱内用 (日本株) (中間段階)

生物学的製剤基準の乾燥 B C G 膀胱内用 (日本株) の条の3.2.3に規定する試験法によるものとする。

乾燥 B C G 膀胱内用 (日本株) (最終段階)

生物学的製剤基準の乾燥 B C G 膀胱内用 (日本株) の条の3.3.1及び3.3.7に規定する試験法によるものとする。

乾燥 B C G ワクチン (中間段階)

生物学的製剤基準の乾燥 B C G ワクチンの条の3.2.3に規定する試験法によるものとする。

乾燥 B C G ワクチン (最終段階)

生物学的製剤基準の乾燥 B C G ワクチンの条の3.3.1及び3.3.6に規定する試験法によるものとする。
(略)

(日本側書翰)
 本官は、更に、前記の了解をパキスタン・イスラム共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日付に効力を生ずるものとするに同意する光栄を有します。
 本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
 二十二年三月三十一日にイスラマバードで

パキスタン・イスラム共和国駐在
 日本国特命全權大使 瀧美千尋閣下
 ○厚生労働省告示第百九十八号
 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十三条第一項、薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第百九十九條第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等(昭和三十八年厚生省告示第百七十九号)の一部を次のように改正し、平成二十二年四月二十日から適用する。ただし、同月十九日までに検定の申請のあるものに係る手数料、検定基準及び試験品の数量については、なお従前の例による。
 平成二十二年四月十九日
 厚生労働大臣 長妻 昭

1の生物学的製剤の表乾燥BCG膀胱内用(コンノート株)の項中「[319,600円]を「[12,100円]に、「[32本]を「[25本]に改め、同表乾燥BCG膀胱内用(日本株)の項及び乾燥BCGワクチンの項を次のように改める。

乾燥BCG膀胱内用(日本株)	112,100円	小分製品につき内容量が液状製剤として0.5mL又は1mLに相当する量であるとき。 23本
乾燥BCGワクチン	112,100円	1 小分製品につき内容量が液状製剤として0.15mLに相当する量であるとき。 40本 2 小分製品につき内容量が液状製剤として0.5mL又は1mLに相当する量であるとき。 23本

2の生物学的製剤の項乾燥BCG膀胱内用(コンノート株)の項中「[3,480円]及び「[3,360円]を削り、同項乾燥BCG膀胱内用(日本株(中間段階)の目を削り、同項乾燥BCG膀胱内用日本株(最終段階)の目中「[神奈川製薬]」を削り、同項乾燥BCGワクチン(中間段階)の目を削り、同項乾燥BCGワクチン(最終段階)の目中「[神奈川製薬]」を削る。
 ○厚生労働省告示第百九十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)別表第一の五の項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域(平成十六年厚生労働省告示第百四十号)の一部を次のように改正する。
 平成二十二年四月十九日
 厚生労働大臣 長妻 昭

「スリランカ 台湾 ブータン」を「スリランカ 大韓民国」に、「イリノイ州、テキサス州、ペンシルバニア州及びミネソタ州」を「ペンシルバニア州」に、「スウェーデン」を「スウェーデン、スペイン」に、「タジキスタン」を「タジキスタン、ドイツ」に改め、「ドゥ・セーブル県を除く。」を削る。

○農林水産省告示第六百三十六号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成二十二年四月十九日
 農林水産大臣 赤松 広隆

- 一 保安林の所在場所 秋田県仙北市西木町松木内字長戸呂二〇、二一、五〇三から五〇八まで、五一〇、五一一、五一六
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字長戸呂二一・五〇五・五一〇(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (二) 次の図、及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。
 - (二) 農林水産省告示第六百三十七号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成二十二年四月十九日

- 一 保安林の所在場所 秋田県鹿角市八幡平宇田沢三六、四〇の一
- 二 指定の目的 水源のかん養
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 宇田の沢三六、四〇の一(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 農林水産省告示第六百三十八号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成二十二年四月十九日

- 一 保安林の所在場所 秋田県由利本荘市深沢字深沢一七
- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - (二) 次のとおりは、省略し、その関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。
 - (二) 農林水産省告示第六百三十九号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成二十二年四月十九日

- 一 保安林の所在場所 秋田県由利本荘市矢島町元町字御嶽七の二、八の一
- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (二) 次のとおりは、省略し、その関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。
 - (二) 農林水産省告示第六百四十号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成二十二年四月十九日

- 一 保安林の所在場所 秋田県鹿角市八幡平宇田沢三六、四〇の一
- 二 指定の目的 水源のかん養
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 宇田の沢三六、四〇の一(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 農林水産省告示第六百四十一号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成二十二年四月十九日

- 一 保安林の所在場所 秋田県由利本荘市深沢字深沢一七
- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (二) 次のとおりは、省略し、その関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。
 - (二) 農林水産省告示第六百四十二号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成二十二年四月十九日

- 一 保安林の所在場所 秋田県鹿角市八幡平宇田沢三六、四〇の一
- 二 指定の目的 水源のかん養
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 宇田の沢三六、四〇の一(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 農林水産省告示第六百四十三号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成二十二年四月十九日

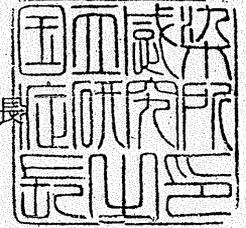
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

感染研検第594号

平成21年11月13日

厚生労働省医薬食品局長 殿

国立感染症研究所長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部改正に係る資料の作成について(回答)

平成21年11月5日付薬食発1105第4号をもって依頼のあった標記について、下記のとおり回答しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------------|----------------------------|
| 1 手数料及び試験品の数量 | 別添1 検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品数量 |
| 2 検定基準 | 別添1 検定基準 |
| 3 改正の要否とその理由 | 要
別添2 検定基準から試験を削除する理由 |

なお、標準的事務処理期間については改正ありません。



(傍線部分は改正部分)

○薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等 (昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号)

改 正 案		現 行			
1 検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 生物学的製剤		1 検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 生物学的製剤			
検定を受けるべき 医薬品	手 数 料	試 験 品 の 数 量	手 数 料	試 験 品 の 数 量	
(錠)					
乾燥BCG膀胱内 用(コンノート株)	112,100円	小分製品につき 内容量が液状製剤として3mLに 相当する量であるとき。 25本	319,600円	小分製品につき 内容量が液状製剤として3mLに 相当する量であるとき。 32本	
乾燥BCG 膀胱内用 (日本株)	削除		207,200円	最終バルクにつき 1mL中80mgの濃度において5mL のもの。 2本	
乾燥BCG ワクチン	最終 段階	小分製品につき 内容量が液状製剤として0.5mL 又は1mLに相当する量であると き。 23本	112,100円	小分製品につき 内容量が液状製剤として0.5mL 又は1mLに相当する量であると き。 23本	
乾燥BCG ワクチン	削除		207,200円	最終バルクにつき 1mL中80.0mgの濃度において5 mLのもの。 2本	
最終 段階	112,100円	小分製品につき 1 内容量が液状製剤として0.15	112,100円	小分製品につき 1 内容量が液状製剤として0.15	

	mLに相当する量であるとき。 40本
	2 内容量が液状製剤として0.5mL又は1mLに相当する量であるとき。 23本
(査)	

2 検定基準
生物学的製剤

(査)

乾燥BCG膀胱内用 (コンノート株)
生物学的製剤基準の乾燥BCG膀胱内用 (コンノート株) の条の3.4.1及び乾燥BCG膀胱内用 (日本株) の条の3.3.7に規定する試験法によるものとする。
削除

乾燥BCG膀胱内用 (日本株) (最終段階)
生物学的製剤基準の乾燥BCG膀胱内用 (日本株) の条の3.3.1及び3.3.7に規定する試験法によるものとする。
削除

乾燥BCGワクチン (最終段階)
生物学的製剤基準の乾燥BCGワクチンの条の3.3.1及び3.3.6に規定する試験法によるものとする。
(査)

	mLに相当する量であるとき。 40本
	2 内容量が液状製剤として0.5mL又は1mLに相当する量であるとき。 23本
(査)	

2 検定基準
生物学的製剤

(査)

乾燥BCG膀胱内用 (コンノート株)
生物学的製剤基準の乾燥BCG膀胱内用 (コンノート株) の条の3.4.1及び3.4.8並びに乾燥BCG膀胱内用 (日本株) の条の3.3.6及び3.3.7に規定する試験法によるものとする。
乾燥BCG膀胱内用 (日本株) (中間段階)

生物学的製剤基準の乾燥BCG膀胱内用 (日本株) の条の3.2.3に規定する試験法によるものとする。

乾燥BCG膀胱内用 (日本株) (最終段階)
生物学的製剤基準の乾燥BCG膀胱内用 (日本株) の条の3.3.1及び3.3.7に規定する試験法によるものとする。
乾燥BCGワクチン (中間段階)

生物学的製剤基準の乾燥BCGワクチンの条の3.2.3に規定する試験法によるものとする。

乾燥BCGワクチン (最終段階)
生物学的製剤基準の乾燥BCGワクチンの条の3.3.1及び3.3.6に規定する試験法によるものとする。
(査)

検定基準から試験を削除する理由

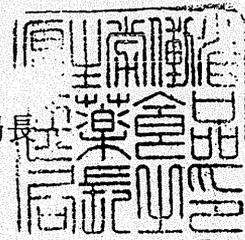
削除する試験項目	該当製剤	削除する理由	備考
有毒結核菌否定試験	1. 乾燥BCG膀胱内用(コンノート株) 2. 乾燥BCG膀胱内用(日本株)－中間段階 3. 乾燥BCGワクチン－中間段階	<p>本試験はBCGの製造にあたって継代培養中に有毒な結核菌が生じ、製剤中に混入していないことを確認する試験である。ところでBCGは多くの遺伝子を失ったことにより病原性が失われたと考えられている。1922年にBCGの接種が始まってから現在まで、BCGの継代培養により有毒な結核菌が生じたという報告はない。自家試験、国家検定でもこれまで不合格がない。これらの理由から、本試験は検定基準からの削除が妥当である。</p>	
菌量測定試験	1. 乾燥BCG膀胱内用(コンノート株)	<p>本試験は、該当製剤のバイアル中に含まれるBCGの菌量が規格値以内であることを確認する試験である。バイアル中の菌量は、メーカーの製造工程において充填量を管理することによって規格値内となるように製造されている。これまで自家試験、国家検定ともに不合格がない。これらの理由から検定基準からの削除が妥当である。</p>	

薬食発1105第4号

平成21年11月 5日

国立感染症研究所長 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部改正に係る資料の作成について（依頼）

薬事法（昭和35年法律第145号）第43条第1項の規定に基づく医薬品の検定については、検定を受けるべき医薬品、手数料、検定基準及び試験品の数量について「薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等」（昭和38年厚生省告示第279号）に定められているところである。これらについては、定期的な見直しが必要であるところ、見直しのための参考とするため、貴所の御意見を伺いたい。

なお、改正を要すると考えられる場合には、その内容及び根拠についての資料を作成し、御回報願いたい。また、改正を要すると考えられる場合には、併せて標準的事務処理期間についても資料を作成し、御回報願いたい。

生物学的製剂基準 (抄)

	平成 16 年 3 月 30 日	厚生労働省告示	第 155 号
改正	平成 17 年 7 月 25 日	厚生労働省告示	第 346 号
改正	平成 18 年 9 月 1 日	厚生労働省告示	第 479 号
改正	平成 18 年 10 月 12 日	厚生労働省告示	第 617 号
改正	平成 18 年 12 月 18 日	厚生労働省告示	第 655 号
改正	平成 19 年 1 月 26 日	厚生労働省告示	第 13 号
改正	平成 19 年 10 月 19 日	厚生労働省告示	第 341 号
改正	平成 20 年 3 月 25 日	厚生労働省告示	第 109 号
改正	平成 21 年 2 月 23 日	厚生労働省告示	第 35 号
改正	平成 21 年 3 月 31 日	厚生労働省告示	第 187 号
改正	平成 21 年 7 月 7 日	厚生労働省告示	第 353 号
改正	平成 21 年 10 月 16 日	厚生労働省告示	第 446 号

乾燥 BCG^{ほろこう}勝脱内用 (コンノート株)

1 本質及び性状

本剤は、生きたカルメット・ゲラン菌 (コンノート株) を含む乾燥製剤である。溶剤を加えるとき、白色ないし淡黄色の混濁した液となる。

2 製法

2.1 原材料

2.1.1 シード・ロット

本剤の製造には、カルメット・ゲラン菌 (コンノート株) のプライマリー・シード・ロットを培養し、適当量分注し、凍結乾燥したセカンダリー・シード・ロットを用いる。凍結乾燥したセカンダリー・シード・ロットは 3.1 の試験を行い、合格したものは、 -20°C 以下で保存する。

2.1.2 培地

2.2 に規定するものを用いる。

2.2 製剤用菌

2.2.1 種培養

セカンダリー・シード・ロットをソートン培地で懸濁し、グリセリン水馬鈴薯^{しほ}培地に植え、 $37\pm 1^{\circ}\text{C}$ で 14 日間培養し、発育した菌膜を種培養とする。

2.2.2 菌の培養と採取

種培養をソートン培地に浮かべて植え、 $37\pm 1^{\circ}\text{C}$ で 7 日から 10 日までの間培養する。この培養を 3 回繰り返す。培地表面に発育した菌膜だけをろ過等の方法で採取する。

ただし、最終バルクは、プライマリー・シード・ロットから数えて 7 代の継代を超えてはならない。

カルメット・ゲラン菌 (コンノート株) の培養終了時、培地について、3.2 の試験を行う。

2.2.3 処理

カルメット・ゲラン菌 (コンノート株) を適当な方法で処理し、 $1.5\text{w/v}\%$ L-グルタミン酸ナトリウム溶液を加えて磨砕し、これを製剤用菌とする。

2.3 最終バルク及び小分

製剤用菌を取り、菌体湿重量が 95mg/mL で、L-グルタミン酸ナトリウム濃度が $5\text{w/v}\%$ となるように調製し、最終バルクとする。最終バルクについて、3.3 の試験を行う。

最終バルクを 3.6mL ずつ分注し、凍結乾燥し、 81mg/容器 の乾燥菌体を含む小分製品を得る。

3 試験

3.1 シード・ロットの試験

セカンダリー・シード・ロットについて、以下の試験を行う。

3.1.1 有毒結核菌否定試験

3.4.8 を準用して有毒結核菌否定試験を行う。ただし、使用するモルモットは 12 匹以上とし、6 箇月以上観察する。試験を行ったモルモットの $1/3$ 以上が、進行性の結核病変以外の原因で死亡した場合は、再試験を行う。

3.2 菌培養後の試験

カルメット・ゲラン菌 (コンノート株) の培養終了時の培地は澄明でなければならない。

3. 3 最終バルクの試験

3. 3. 1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、液状チオグリコール酸培地 I 及びソイビーン・カゼイン・ダイジェスト培地各 10 本について、それぞれ 100mL の培地に検体 1mL を接種する。

3. 4 小分製品の試験

小分製品について、次の試験を行う。

3. 4. 1 含湿度試験

一般試験法の含湿度測定法を準用して試験するとき、3.4 % 以下でなければならない。

3. 4. 2 pH 試験

一般試験法の pH 測定法を準用して試験するとき、6.8 ~ 7.2 でなければならない。

3. 4. 3 浸透圧比

小分製品を表示に従って懸濁し、生理食塩液 40mL を加えて試料とし、日本薬局方一般試験法浸透圧測定法の浸透圧比の項を準用して試験するとき、その値は、1.0 ~ 1.2 でなければならない。

3. 4. 4 染色試験

検体を直接、又は生理食塩液で薄めてグラム染色法及び抗酸性染色法を行うとき、染色標本には本質において定めてある含有細菌以外のものを認めてはならない。

3. 4. 5 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、抜取小分容器数は 20 本とし、培地それぞれについて、1 容器当たりの接種量は 1mL、各培地の容量は 80mL とする。

3. 4. 6 菌量測定試験

日本薬局方一般試験法質量偏差試験法の注射剤の内容物質量測定方法に従って内容物質量を測定するとき、250mg 以下でなければならない。

3. 4. 7 力価試験

定量培養による生菌単位測定法によって行う。

3. 4. 7. 1 試料

小分製品 6 本をそれぞれ表示に従って懸濁し、更に 0.025 % のポリソルベート 80 を含むゾートン液体培地で希釈し、 2×10^6 倍希釈液を調製し、試料溶液とする。これを更に 2 倍希釈し、1/2 試料溶液 (4×10^6 倍) とする。

3. 4. 7. 2 試験

試料溶液及び 1/2 試料溶液について、各 10 本のレーベンシュタイン・イエンセン斜面培地に 0.1mL ずつ接種し、 36 ± 2 °C で 4 週間培養して生じる集落数を計測し、各容器の集落数を算出する。

以下の場合、試験は成立し、当該容器の試験結果を判定値の算出に用いる。

①試料溶液及び 1/2 試料溶液の集落数の平均の比が 1.30 ~ 2.70 の範囲内であるとき。

②試料溶液及び 1/2 試料溶液を接種した培地の集落数の平均が 5 ~ 50 の範囲内であるとき。

3. 4. 7. 3 判定

試験が成立した全容器の集落数の幾何平均を計算するとき、集落数は 1.8×10^8 ~ 19.2×10^8 / 容器でなければならない。

判定値の算出に用いる容器数が 5 本未満のときは再試験を行う。試験の結果、力価が規格外であるときは、1 回に限り再試験を行う。再試験を行った場合は、初回の試験を含むすべての結果で判定する。

3. 4. 8 有毒結核菌否定試験

小分製品 4 容器をそれぞれ表示に従って懸濁し、この液を混合し 13.3 倍希釈し試料溶液とする。

体重 250 ～ 400g でツベルクリン反応陰性のモルモット 7 匹の大^{たい}腿部皮下に試料溶液 2mL を注射して 6 週間以上観察する。観察期間の終わりに剖検するとき、軽度で治癒傾向のある変化のほかには、進行性の結核病変その他の異常を示してはならない。また、観察期間中に死亡したモルモットについても、剖検するとき、進行性の結核病変を示してはならない。

観察期間中に 3 匹以上のモルモットが死亡し、死亡したモルモットについて、進行性の結核病変が見られなかった場合は、6 匹以上のモルモット数で再試験を行う。再試験において 2 匹以上のモルモットが死亡した場合は、不適合とする。

3. 4. 9 表示確認試験

染色検鏡して行う。

4 貯法及び有効期間

貯法は 2 ～ 8 °C とし、有効期間は 2 年とする。

5 そ の 他

5. 1 小分容器

着色容器の遮光性試験を除き、日本薬局方の注射剤用ガラス容器試験法の規格に適合する着色のガラス製小分容器を用い、ゴム栓を用いて密封する。

5. 1. 1 着色容器の遮光性試験

日本薬局方の注射用ガラス容器試験法の着色容器の遮光性試験により試験を行うとき、波長 290 ～ 450nm の透過率はそれぞれ 50 % 以下でなければならない。

5. 2 溶剤の添付

専用の溶剤として、ポリソルベート 80 を含むリン酸塩緩衝塩化ナトリウム液を添付する。

[目次へ戻る](#)

乾燥BCG膀胱内用（日本株）

1 本質及び性状

本剤は、生きたカルメット・ゲラン菌（日本株）を含む乾燥製剤である。溶剤を加えるとき、白色ないし淡黄色の混濁した液剤となる。

2 製法

2.1 原材料

2.1.1 製造用株

国立感染症研究所から交付する製造用株を用いる。

製造用株は、約2週間の間隔でソートン馬鈴薯培地又は牛胆汁馬鈴薯培地に継代して 37.5 ± 0.5 ℃で培養し、継代の間は、 5 ℃以下に保存できる。ただし、交付の後、製造に用いるまでにこの継代は12代を超えてはならない。

2.1.2 培地

2.2に規定するものを用いる。

2.2 製剤用菌

2.2.1 種培養

製造用株をグリセリン水馬鈴薯培地、ソートン馬鈴薯培地又はソートン培地に植え、 37.5 ± 0.5 ℃で培養する。この培養は、必要あれば3週間以内に更に1回行ってよい。5日以後の培養をソートン培地に植え、 37.5 ± 0.5 ℃で7日から10日までの間培養して、発育した菌膜を種培養とする。

2.2.2 菌の培養と採取

種培養をソートン培地に浮かべて植え、 37.5 ± 0.5 ℃で7日から10日までの間培養する。培地表面に発育した菌膜だけをろ過等の方法で採取する。この菌膜は、培地の全表面を覆い、その発育が旺盛であると認められるものでなければならない。

カルメット・ゲラン菌（日本株）の培養終了時、培地について、3.1の試験を行う。

2.2.3 処理

カルメット・ゲラン菌（日本株）を適当な方法で処理し、その含水量が約70%になるようにして、これを製剤用菌（以下「湿菌」という。）とする。

2.3 最終バルク及び小分

湿菌を磨砕し、滅菌した15w/v%以下の濃度のグルタミン酸ナトリウム溶液に浮遊させ、1mL中に湿菌80mgを含むようにして作る。これらの溶液の溶媒は注射用水とする。最終バルクについて3.2の試験を行う。

最終バルクを、0.5mL又は1.0mLずつ分注、凍結乾燥し、13.3Pa以下の減圧として熔閉又は密封する。

3 試験

3.1 菌培養後の試験

カルメット・ゲラン菌（日本株）の培養終了時の培地は澄明でなければならない。

3.2 最終バルクの試験

3.2.1 染色試験

検体を直接、又は生理食塩液で薄めてグラム染色法及び抗酸性染色法を行うとき、染色標本には本質において定めてある含有細菌以外のものを認めてはならない。

3.2.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3. 2. 3 有毒結核菌否定試験

検体を生理食塩液で希釈して1mL中に2.5mgの湿菌を含むようにしたものを試料とする。体重300～400gで、1週間以内にツベルクリン反応が陰性であることを確かめたモルモット6匹以上を用いる。動物3匹以上に、1匹当たり試料1mLを大腿筋肉内に、また、他の動物3匹以上に1匹当たり試料1mLを下腹部皮下にそれぞれ注射して少なくとも6週間観察する。

この間、局所及び所属リンパ節に治癒傾向の著しい変化を示すのみで、他の異常を示してはならない。また、観察期間の終わりに剖検するとき、軽度で治癒傾向のある変化のほかには、進行性の結核病変その他の異常を示してはならない。また、観察期間中に死亡した動物は剖検し進行性の結核病変のないことを確認すること。なお、試験に使用した動物の2/3以上は観察期間終了まで生存しなければならない。

3. 3 小分製品の試験

小分製品について、次の試験を行う。

3. 3. 1 含湿度試験

一般試験法の含湿度測定法を準用して試験するとき、3.4%以下でなければならない。

3. 3. 2 pH試験

一般試験法のpH測定法を準用して試験するとき、5.5～7.0でなければならない。

3. 3. 3 浸透圧比

40mg/mLに調製した検体2mLを生理食塩液39mLで希釈したものを試料とし、日本薬局方一般試験法浸透圧測定法の浸透圧比の項を準用して試験するとき、その値は1.05～1.16でなければならない。

3. 3. 4 染色試験

検体を直接、又は生理食塩液で薄めてグラム染色法及び抗酸性染色法を行うとき、染色標本には本質において定めてある含有細菌以外のものを認めてはならない。

3. 3. 5 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、培地それぞれについて、1容器当たりの接種量は0.25mL、各培地の容量は15mLとする。

3. 3. 6 菌量測定試験

検体を生理食塩液で薄めて1mL中に1mgの湿菌を含むようにしたものを試料とする。分光光度計を用いて波長470nm光路長10mmで吸光度を測定するとき、その値は、それぞれの分光光度計ごとに定められた値以下でなければならない。

3. 3. 7 力価試験

定量培養による生菌単位測定法によって行う。

3. 3. 7. 1 材料

小分製品10本をそれぞれ表示に従って懸濁し、更に滅菌した水で希釈して1mL中に 0.5×10^{-4} mgの湿菌を含むようにしたものを試料とする。

3. 3. 7. 2 試験

小川培地1本につきそれぞれの試料0.1mLを植え、 37.5 ± 0.5 ℃で4週間培養して生じる集落数を算定し、小川培地1本ごとの集落数の平方根の値から、和と分散を計算する。

3. 3. 7. 3 判定

3. 3. 7. 2で求めた集落数($n=10$)の平均値が、381以下のときは合格、381を超えるときは不合格とする。次に3. 3. 7. 2で得られた集落数の平方根の和及び分散の値を統計学的に処理して検体の含む生菌単位を計算するとき、その値は、別に定める範囲内になければならない。

3. 3. 8 表示確認試験

染色鏡検して行う。

4 貯法及び有効期間

有効期間は、2年とする。

5 その他

5. 1 小分容器

日本薬局方の注射剤用ガラス容器試験法の規格に適合する着色の密封容器を用いる。

5. 2 溶剤の添付

添付する溶剤は、生理食塩液とする。

[目次へ戻る](#)

乾燥 BCG ワクチン

1 本質及び性状

本剤は、生きたカルメット・ゲラン菌（以下「菌」という。）を含む乾燥製剤である。溶剤を加えるとき、白色ないし淡黄色の混濁した液剤となる。

2 製法

2.1 原材料

2.1.1 製造用株

国立感染症研究所から交付する製造用株を用いる。

製造用株は、約2週間の間隔でソートン馬鈴薯培地又は牛胆汁馬鈴薯培地に継代して 37.5 ± 0.5 °Cで培養し、継代の間は、5 °C以下に保存できる。ただし、交付の後、製造に用いるまでにこの継代は12代を超えてはならない。

2.1.2 培地

2.2に規定するものを用いる。

2.2 ワクチン用菌

2.2.1 種培養

製造用株をグリセリン水馬鈴薯培地、ソートン馬鈴薯培地又はソートン培地に植え、 37.5 ± 0.5 °Cで培養する。この培養は、必要あれば3週間以内に更に1回行ってよい。5日以後の培養をソートン培地に植え、 37.5 ± 0.5 °Cで7～10日間培養して、発育した菌膜を種培養とする。

2.2.2 菌の培養と採取

種培養をソートン培地に浮かべて植え、 37.5 ± 0.5 °Cで7～10日間培養する。培地表面に発育した菌膜だけをろ過等の方法で採取する。この菌膜は、培地の全表面を覆い、その発育が旺盛であると認められるものでなければならない。

菌の培養終了時、培地について、3.1の試験を行う。

2.2.3 処理

菌を適当な方法で処理し、その含水量が約70%になるようにして、これをワクチン用菌（以下「湿菌」という。）とする。

2.3 最終バルク及び小分

湿菌を磨砕し、滅菌した15w/v%以下の濃度のグルタミン酸ナトリウム溶液に浮遊させ、1mL中に湿菌80mgを含むようにして作る。これらの溶液の溶媒は注射用水とする。最終バルクについて3.2の試験を行う。

最終バルクを、通常、0.5mL、1.0mL又は0.15mLずつ分注、凍結乾燥し、13.3Pa以下の減圧として¹⁾熔閉又は密封する。

3 試験

3.1 菌培養後の試験

菌の培養終了時の培地は澄明でなければならない。

3.2 最終バルクの試験

3.2.1 染色試験

検体を直接、又は生理食塩液で薄めてグラム染色法及び抗酸性染色法を行うとき、染色標本には本質において定めてある含有細菌以外のものを認めてはならない。

3.2.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3. 2. 3 有毒結核菌否定試験

検体を生理食塩液で希釈して1mL中に2.5mgの湿菌を含むようにしたものを試料とする。体重300～400gで、1週間以内にツベルクリン反応が陰性であることを確かめたモルモット6匹以上を用いる。動物3匹以上に、1匹当たり試料1mLを大腿筋肉内に、また、他の動物3匹以上に1匹当たり試料1mLを下腹部皮下にそれぞれ注射して少なくとも6週間観察する。

この間、局所及び所属リンパ節に治癒傾向の著しい変化を示すのみで、他の異常を示してはならない。また、観察期間の終わりに剖検するとき、軽度で治癒傾向のある変化のほかには、進行性の結核病変その他の異常を示してはならない。また、観察期間中に死亡した動物は剖検し進行性の結核病変のないことを確認すること。なお、試験に使用した動物の2/3以上は観察期間終了まで生存しなければならない。

3. 3 小分製品の試験

小分製品について、次の試験を行う。

3. 3. 1 含湿度試験

一般試験法の含湿度測定法を準用して試験するとき、3.0%以下でなければならない。

3. 3. 2 pH試験

一般試験法のpH測定法を準用して試験するとき、5.5～7.0でなければならない。

3. 3. 3 染色試験

検体を直接、又は生理食塩液で薄めてグラム染色法及び抗酸性染色法を行うとき、染色標本には本質において定めてある含有細菌以外のものを認めてはならない。

3. 3. 4 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、培地それぞれについて、1容器当たりの接種量は0.25mL、各培地の容量は15mLとする。また、1人用については、1容器当たりの接種量は全量とする。

3. 3. 5 菌量測定試験

検体を生理食塩液で薄めて1mL中に1mgの湿菌を含むようにしたものを試料とする。分光光度計を用いて波長470nm光路長10mmで吸光度を測定するとき、その値は、それぞれの分光光度計ごとに定められた値以下でなければならない。

3. 3. 6 力価試験

定量培養による生菌単位測定法によって行う。

3. 3. 6. 1 材料

小分製品10本をそれぞれ表示に従って懸濁し、更に滅菌した水で希釈して1mL中に 0.5×10^{-4} mgの湿菌を含むようにしたものを試料とする。

3. 3. 6. 2 試験

小川培地1本につきそれぞれの試料0.1mLを植え、 37.5 ± 0.5 ℃で4週間培養して生じる集落数を算定し、小川培地1本ごとの集落数の平方根の値から、和と分散を計算する。

3. 3. 6. 3 判定

3. 3. 6. 2で得られた集落数の平方根の和及び分散の値を統計学的に処理して検体の含む生菌単位を計算するとき、その値は、別に定める範囲内になければならない。

3. 3. 7 表示確認試験

染色鏡検して行う。

4 貯法及び有効期間

有効期間は、2年とする。

5 その他

5. 1 小分容器

日本薬局方の注射剤用ガラス容器試験法の規格に適合する着色の密封容器を用いる。

5. 2 表示事項

「経皮用」の文字

(1人用)の文字

5. 3 溶剤の添付

添付する溶剤は、生理食塩液とする。

5. 4 添付文書等記載事項

次の用法及び用量

通常、溶剤を加えたものを上膊外側のほぼ中央部に滴下塗布し、経皮用接種針を用いて行う。

[目次へ戻る](#)